

# 津山市国民保護計画

平成19年3月

津山市

# 目 次

第 1 編	総 論	1
第 1 章	市の責務、計画の位置付け、構成等	1
1	市の責務及び市国民保護計画の位置付け	1
2	市国民保護計画の趣旨	1
3	市国民保護計画の構成	2
4	市国民保護計画の見直し、変更手続	2
第 2 章	国民保護措置に関する基本方針	3
第 3 章	関係機関の事務又は業務の大綱等	5
第 4 章	市の地理的、社会的特徴	9
1	位置及び面積	9
2	地形	10
3	河川	10
4	気候	11
5	人口分布等	12
6	道路の位置等	14
7	鉄道の位置	15
8	自衛隊施設の概要	15
第 5 章	市国民保護計画が対象とする事態	16
1	武力攻撃事態	16
2	緊急対処事態	18
3	NBCを使用した攻撃	20
第 2 編	平素からの備えや予防	21
第 1 章	組織・体制の整備等	21
第 1	市における組織・体制の整備	21
1	市の各部等における平素の業務	21
2	市職員の参集基準等	22
3	消防機関の体制	25
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	25
第 2	関係機関との連携体制の整備	26
1	基本的な考え方	26

2	県との連携	27
3	近接市町との連携	27
4	指定公共機関等との連携	28
5	ボランティア団体等に対する支援	28
<b>第3</b>	<b>通信の確保</b>	<b>29</b>
<b>第4</b>	<b>情報収集・提供等の体制整備</b>	<b>30</b>
1	基本的な考え方	30
2	警報等の伝達に必要な準備	31
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	32
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	33
<b>第5</b>	<b>研修及び訓練</b>	<b>34</b>
1	研修	34
2	訓練	34
<b>第2章</b>	<b>避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</b>	<b>36</b>
1	避難に関する基本的事項	36
2	避難実施要領のパターンの作成	37
3	救援に関する基本的事項	38
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握	38
5	避難施設の指定への協力	39
6	生活関連等施設の把握等	39
<b>第3章</b>	<b>物資及び資材の備蓄、整備</b>	<b>40</b>
1	市における備蓄	40
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	40
<b>第4章</b>	<b>国民保護に関する啓発</b>	<b>42</b>
1	国民保護措置に関する啓発	42
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	42
<b>第3編</b>	<b>武力攻撃事態等への対処</b>	<b>43</b>
<b>第1章</b>	<b>初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</b>	<b>43</b>
1	事態認定前における津山市緊急事態連絡室の設置及び初動措置	43
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	46
<b>第2章</b>	<b>市対策本部の設置等</b>	<b>47</b>
1	市対策本部の設置	47
2	通信の確保	55
<b>第3章</b>	<b>関係機関相互の連携</b>	<b>56</b>

1	国・県の対策本部との連携	5 6
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置 要請等	5 6
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	5 7
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	5 7
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	5 8
6	市の行う応援等	5 8
7	ボランティア団体等に対する支援等	5 9
8	住民への協力要請	5 9
<b>第 4 章</b>	<b>警報及び避難の指示等</b>	<b>6 0</b>
<b>第 1</b>	<b>警報の伝達等</b>	<b>6 0</b>
1	警報の内容の伝達等	6 0
2	警報の内容の伝達方法	6 1
3	緊急通報の伝達及び通知	6 2
<b>第 2</b>	<b>避難住民の誘導等</b>	<b>6 2</b>
1	避難の指示の通知・伝達	6 2
2	避難実施要領の策定	6 3
3	避難住民の誘導	6 5
4	想定される事態類型と避難上の留意点	6 8
<b>第 5 章</b>	<b>救援</b>	<b>7 1</b>
1	救援の実施	7 1
2	関係機関との連携	7 1
3	救援の程度及び方法の基準	7 2
4	救援の内容	7 2
<b>第 6 章</b>	<b>安否情報の収集・提供</b>	<b>7 5</b>
1	安否情報の収集	7 6
2	県に対する報告	7 6
3	安否情報の照会に対する回答	7 7
4	日本赤十字社に対する協力	7 8
<b>第 7 章</b>	<b>武力攻撃災害への対処</b>	<b>7 9</b>
<b>第 1</b>	<b>武力攻撃災害への対処</b>	<b>7 9</b>
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	7 9
2	武力攻撃災害の兆候の通報	7 9
<b>第 2</b>	<b>応急措置等</b>	<b>8 0</b>
1	退避の指示	8 0

2	警戒区域の設定	8 1
3	応急公用負担等	8 2
4	消防に関する措置等	8 3
<b>第 3</b>	<b>生活関連等施設における災害への対処等</b>	<b>8 5</b>
1	生活関連等施設の安全確保	8 5
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	8 5
<b>第 4</b>	<b>NBC攻撃による災害への対処等</b>	<b>8 7</b>
1	NBC攻撃による災害への対処	8 7
<b>第 8 章</b>	<b>被災情報の収集及び報告</b>	<b>9 0</b>
1	被災情報の収集及び報告	9 0
<b>第 9 章</b>	<b>保健衛生の確保その他の措置</b>	<b>9 2</b>
1	保健衛生の確保	9 2
2	廃棄物の処理	9 3
<b>第 10 章</b>	<b>国民生活の安定に関する措置</b>	<b>9 4</b>
1	生活関連物資等の価格安定	9 4
2	避難住民等の生活安定等	9 4
3	生活基盤等の確保	9 4
<b>第 11 章</b>	<b>特殊標章等の交付及び管理</b>	<b>9 5</b>
1	国民保護法で規定される特殊標章等	9 5
<b>第 4 編</b>	<b>復旧等</b>	<b>9 8</b>
<b>第 1 章</b>	<b>応急の復旧</b>	<b>9 8</b>
1	基本的考え方	9 8
2	公共的施設の応急の復旧	9 8
<b>第 2 章</b>	<b>武力攻撃災害の復旧</b>	<b>9 9</b>
<b>第 3 章</b>	<b>国民保護措置に要した費用の支弁等</b>	<b>1 0 0</b>
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	1 0 0
2	損失補償及び損害補償	1 0 0
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	1 0 0
<b>第 5 編</b>	<b>緊急対処事態への対処</b>	<b>1 0 1</b>
1	緊急対処事態	1 0 1
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	1 0 1
<b>用語集</b>		<b>巻 末</b>

# 第1編 総論

## 第1章 市の責務、計画の位置付け、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、次のとおり市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

### 1 市の責務及び市国民保護計画の位置付け

#### (1) 市の責務

市は、武力攻撃事態等において国民保護法その他の法令、基本指針及び県国民保護計画を踏まえ、市国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、市内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

#### (2) 市国民保護計画の位置付け

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

### 2 市国民保護計画の趣旨

#### (1) 市国民保護計画の趣旨

市国民保護計画は、国民保護措置の総合的な推進に関する事項及び市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定め、もって国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するとともに、武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするもの。

### 3 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、次の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処
- 資料編

### 4 市国民保護計画の見直し、変更手続

#### (1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

なお、市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

#### (2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更は、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、あらかじめ市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、国民保護法施行令第5条で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事協議を行わない。）。

## 第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、次のとおり国民保護措置に関する基本方針として定める。

### (1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を最大限尊重する。また、国民の自由と権利に制限が及ぶような場合にあっては、その制限は、必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

### (2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

### (3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

### (4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

### (5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化の推進、ボランティアとの連携及びその活動支援に努める。

### (6) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。



## (7) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施にあたっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するにあたっては、日本に居住し、又は滞在している外国人に対しても、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

## (8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

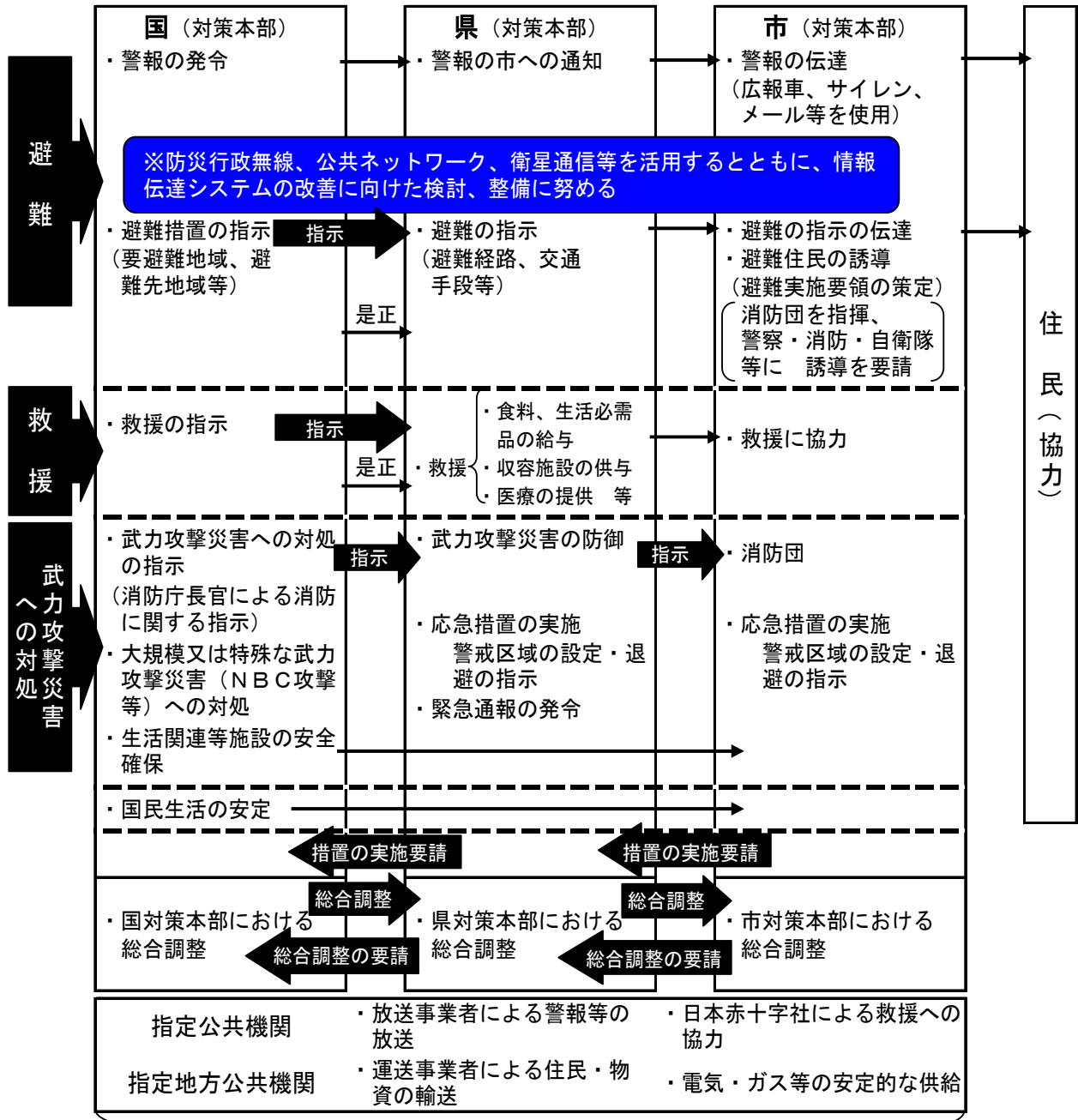
市は、国民保護措置に従事する者に対し、必要な情報を随時十分に提供する等安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて必要な情報を随時十分に提供する等安全の確保に十分に配慮する。

### 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるように、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の果たすべき役割及び連絡窓口をあらかじめ把握する

【国民保護措置の全体の仕組み】



国、県、市、指定公共機関等が相互に連携

## 【市の事務】

機関の名称	事務又は業務の大綱
津山市	1 市国民保護計画の作成 2 市国民保護協議会の設置、運営 3 市対策本部及び市事態対策本部の設置、運営 4 組織・体制の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関との調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

## 【県の事務（県国民保護計画より）】

機関の名称	事務又は業務の大綱
岡山県	1 県国民保護計画の作成 2 県国民保護協議会の設置、運営 3 県対策本部及び岡山県緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救助に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

## 【関係指定地方行政機関】

機関の名前	事務又は業務の大綱
広島防衛施設局 (津山防衛施設事務所)	1 所有財産の使用に関する連絡調整
中国四国農政局 (消費・安全部地域第三課)	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
岡山労働局 (津山労働基準監督署)	1 被災者の雇用対策
岡山森林管理署	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
国土交通省中国地方整備局 (岡山国道事務所津山出張所)	1 被災時における直轄国道等の公共土木施設の応急復旧
国土交通省中国地方整備局 (苫田ダム管理所)	1 被災時におけるダム施設の使用に関する連絡調整 2 被災時におけるダム施設の応急復旧

## 【自衛隊】

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 (日本原駐屯地第13特科隊) 自衛隊岡山地方協力本部 (津山出張所)	1 武力攻撃事態等における国民保護措置の実施 2 武力攻撃事態等において関係機関が実施する国民保護措置の支援等

## 【消防機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
津山圏域消防組合	1 平素からの備え 2 消火活動 3 救助・救急活動 4 医療機関との連携 5 警戒区域の設定
津山市消防団	1 平素からの備え 2 警報及び避難の指示の伝達 3 避難誘導 4 救出・救助

## 【指定公共機関・指定地方公共機関の事務】

機関の名称	事務又は業務の大綱
共通	1 業務に係る国民保護措置の実施 2 国民に対する情報の提供 3 国民の保護に関する業務計画の作成 4 組織の整備 5 訓練 6 被災情報の収集、報告 7 管理する施設、設備の応急復旧 8 武力攻撃災害の復旧 9 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄等
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
日本郵政公社	1 郵便の確保
病院その他の医療機関	1 医療の確保
道路等の管理者	1 道路等の管理
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答

## 【関係機関の連絡先 資料編】

## 第4章 市の地理的、社会的特徴

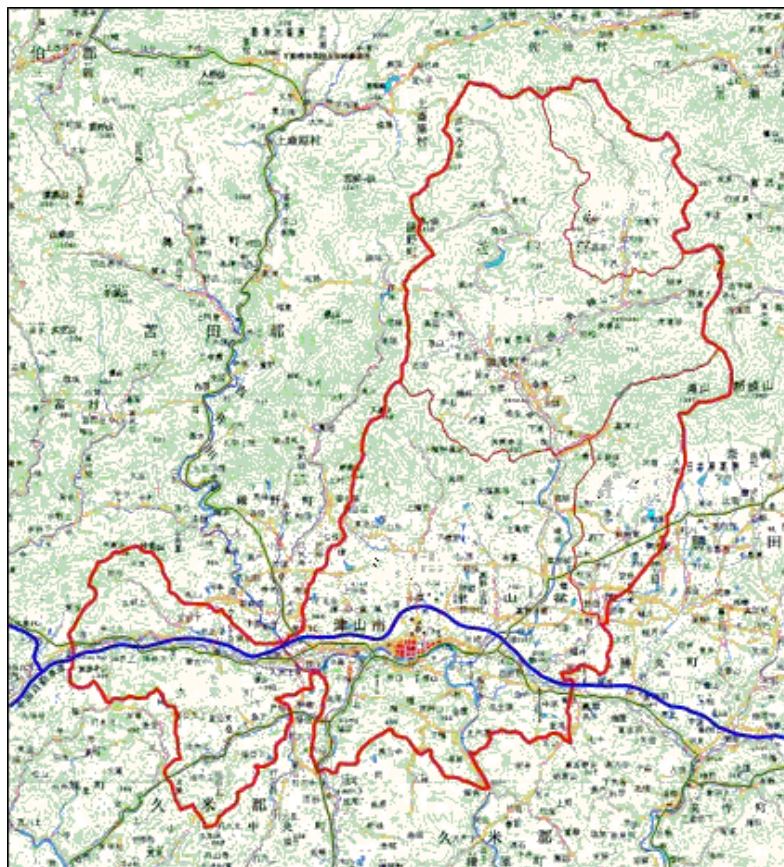
市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、国民保護措置の実施に当たり、考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について、次のとおり定める。

### 1 位置及び面積

津山市は、岡山県北東部に位置し、東は勝田郡奈義町及び同勝中央町、西は苫田郡鏡野町及び真庭市、南は久米郡美咲町、北は鳥取県にそれぞれ接する位置にある。

近隣の都市への距離は、南の岡山市へ約60km、北の鳥取市へ約75km、東の姫路市へ約90km、西の新見市へ約75kmで、山陽と山陰の主要都市のほぼ中間に位置する。また、大阪市へは約160km、下関市へは約390kmあり、中国縦貫自動車道を利用してそれぞれ約2時間、約4時間30分の位置にある。

面積は、昭和4年（1929年）の市制施行当時38.5km<sup>2</sup>であったが、現在は、平成17年2月の市町村合併により506.36km<sup>2</sup>で、岡山県の全面積7,113.07km<sup>2</sup>の約7.1%を占めている。



## 2 地形

### (1) 地勢

市中央部は、概して平坦地であり、県下三大河川の一つである吉井川が市の西方から市街地の中央南部を東に貫流している。市東部西部ともに緩やかな丘陵地と平野が混在し、北部は鳥取県との県境をなす標高1,000mから1,200mの「中国山地」の南面傾斜地であり、南部は標高100mから200mの「津山盆地」と呼ばれるなだらかな山地と丘陵地で、中部吉備高原に続いている。

### (2) 地質

津山盆地の基盤をなす地層は、古生層で秩父古生層に属し、この上に厚さ200m余りの中新統があり、東西に広がっている。市の北部の山地は、中国背梁山山脈であって、花崗岩からなっており、南部の丘陵性山地は古期流紋岩質角礫岩が広く分布し、これらに挟まれた中央平坦地には、第三紀層及び第四紀層が分布している。

## 3 河川

本市には、県下三大河川の一つである吉井川があり、その吉井川水系の一級河川が数多くあり市域内を網の目のように流下し、支川を集めながら吉井川へ流入している。

その吉井川は、市の市街地の中央南部を西から東へ貫流し、市東部で南折して久米郡美咲町へと流下し、瀬戸内海に注いでいる。

【市内の主要河川】

河川名	上流端	下流端	総延長 (m)
吉井川	苫田郡鏡野町	岡山市	133,273
広戸川	津山市	津山市	18,045
加茂川	津山市	津山市	38,455
倉見川	津山市	津山市	17,000
皿川	久米郡美咲町	津山市	14,243
久米川	津山市	津山市	12,368

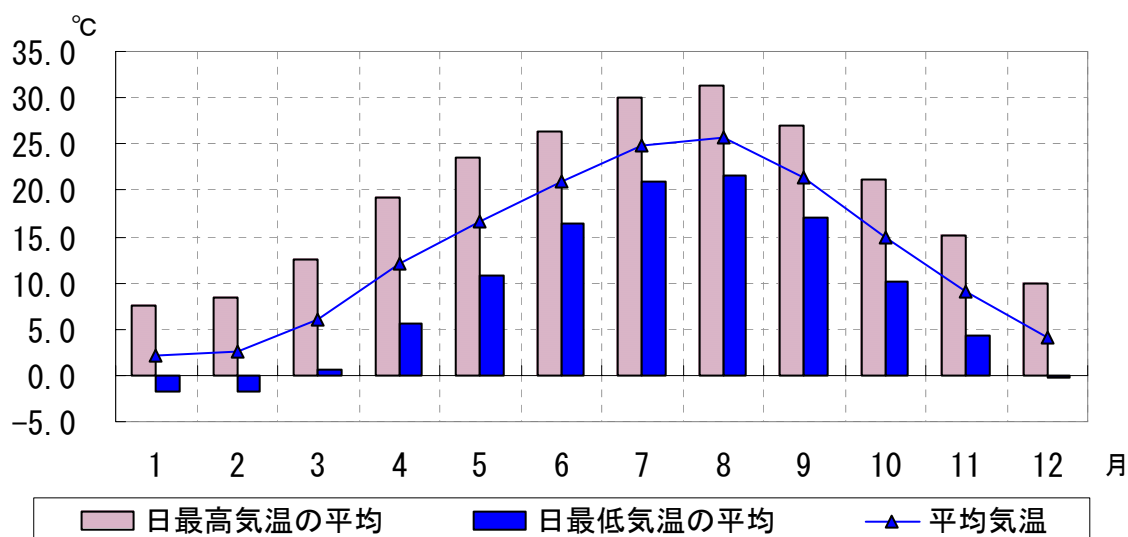
## 4 気候

市の気候は、年間平均気温が13.4℃で、年間降水量は1,480.5mmとなっている。各要素を全国的に他の地域と比べてみると、市は盆地であるため、気温は夏と冬の温度差及び日較差が大きい。また、降水量は少なく、湿度は高い。風向は、5月から8月にかけては南東風で、他の月はほとんどが西風である。冬季の北部の気候は日本海側気候に類似しているが、南部は概して瀬戸内型の気候といわれている。

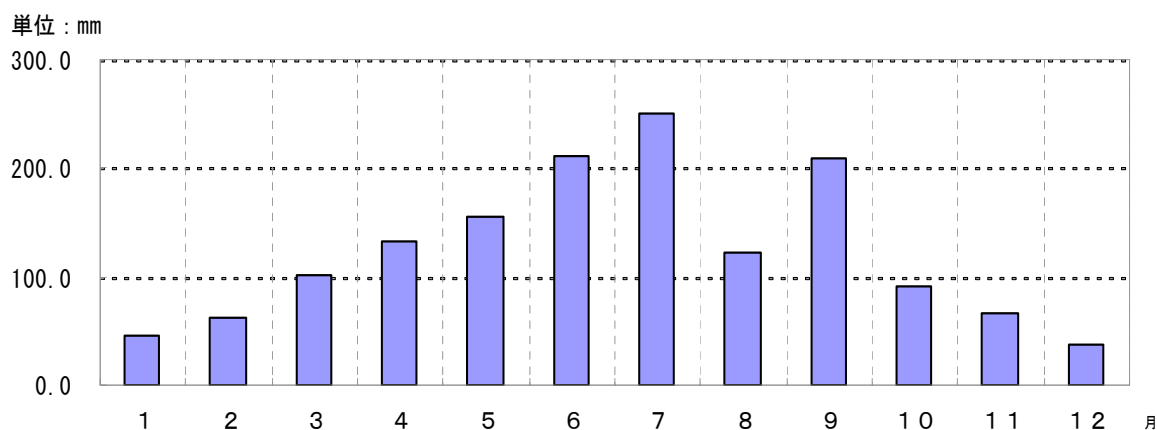
台風等が四国沖を北東進する場合、勝田郡の那岐山ろく沿いに発生する強風「広戸風」は、市北東部を中心に大きな影響を及ぼすことがある。

また、市（旧久米町を除く）は、豪雪地帯対策特別措置法により、累年平均積雪積算値（ひと冬の累積積雪量（cm）×ひと冬の冬日日数）が5,000cm/日以上以上の豪雪地帯として指定されている。

【気温】



【降水量】





## 5 人口分布等

津山市の人口は、昭和55年（1980年）以降増加傾向を示していたが、平成7年（1995年）の113,619人をピークに減少傾向に転じており、平成17年（2005年）の人口（国勢調査）は110,569人となっている。

本市の人口を地域別に見てみると、都市計画街路、土地区画整理事業の市街地周辺部への整備進展とあいまって、市街地が北へ、西へ、東へと拡大し、特に一宮地区、東苦田地区への人口集積が急速に進んでいる。半面、城南地区、福岡地区、城東地区、中央地区、城北地区、鶴城地区といった従来の中心市街地及び上加茂地区、新加茂地区、神庭地区、東加茂地区、広戸地区、大井西地区、大東地区といった周辺地域では、人口減少傾向が見られる。

年齢階層別にみると、年少人口（0～14歳）は、出生率の低下などにより緩やかな減少傾向にある。生産年齢人口（15歳～64歳）は、総人口減少の影響からこちらも減少傾向にある。高齢人口（65歳以上）は、増加傾向にある。

【地区別人口】

（単位：人）

地区名	平成7年	平成12年	平成17年	地区名	平成7年	平成12年	平成17年
東津山	9,238	9,296	8,954	滝尾	1,033	1,032	953
城東	1,869	1,582	1,490	成名	1,655	1,841	1,777
城南	1,186	957	818	高野	6,586	6,584	6,984
中央	822	618	627	広野	1,572	1,655	1,686
鶴城	1,379	1,266	1,130	大崎	2,545	2,504	2,544
城北	3,002	2,629	2,252	河辺	5,480	5,584	5,582
城西	6,145	5,714	5,492	上加茂	992	886	799
西苦田	13,228	13,054	13,038	新加茂	1,822	1,687	1,504
東苦田	7,389	8,066	8,331	西加茂	1,401	1,329	1,300
二宮	2,693	2,670	2,715	東加茂	1,699	1,576	1,499
院庄	3,125	3,114	3,272	阿波	711	681	662
佐良山	7,158	6,914	6,892	新野	3,433	3,381	3,347
福岡	4,803	3,562	3,530	広戸	1,573	1,443	1,385
福南	422	438	417	勝加茂	2,794	2,688	2,515
田邑	1,934	1,905	1,861	大井西	1,302	1,232	1,168
一宮	2,696	3,909	4,785	大東	2,854	2,711	2,506
高田	2,423	2,482	2,370	久米	1,612	1,519	1,487
高倉	1,712	1,756	1,833	倭文	2,256	2,210	2,095
神庭	1,075	1,024	965	合計	113,619	111,499	110,569

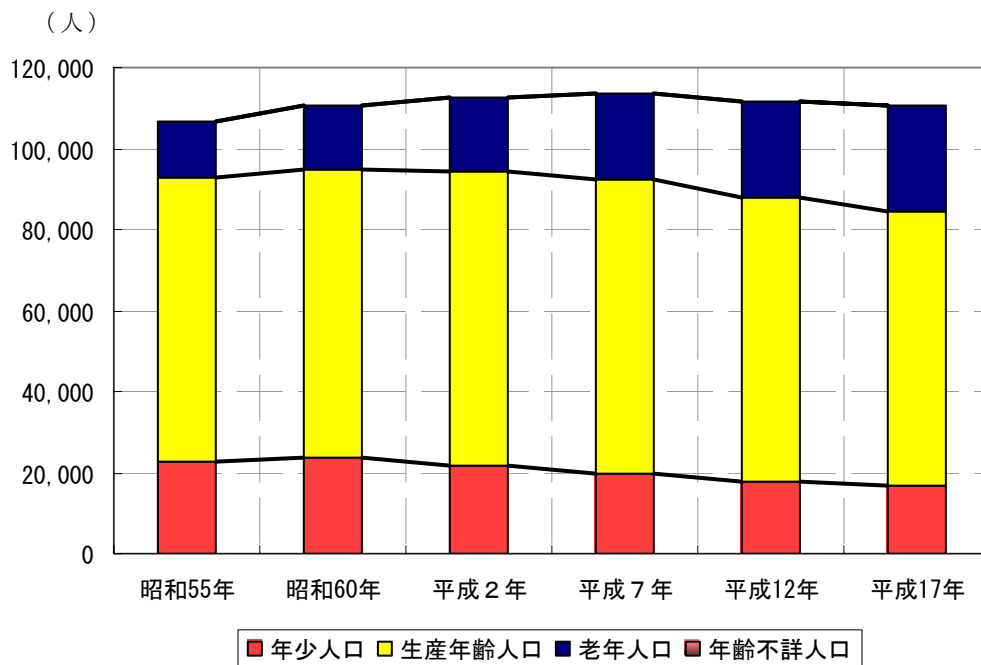
（資料：国勢調査）

【人口分布図 資料編へ】

【増減率別地区一覧表（平成7年→平成17年）】

増減率	5%未満	5～15%未満	15～25%未満	25%以上
人口増加地区	二宮、院庄、河辺	高倉、成名、高野、広野、東苫田		一宮
人口減少地区	東津山、西苫田、佐良山、福南、田邑、高田、大崎、新野	滝尾、西加茂、阿波、勝加茂、久米、倭文、城西、神庭、東加茂、広戸、大井西、大東	鶴城、上加茂、新加茂、城東、中央、城北	福岡、城南

【階層別人口の推移】



(単位：人、%)

区分 \ 年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
総人口 (年齢不詳を含む)	106,684 (100)	110,542 (100)	112,386 (100)	113,619 (100)	111,499 (100)	110,569 (100)
年少人口 (0～14歳)	22,941 (21.5)	23,472 (21.1)	21,516 (19.1)	19,685 (17.3)	17,713 (15.9)	16,618 (15.0)
生産年齢人口 (15歳～64歳)	69,767 (65.4)	71,481 (64.7)	72,987 (64.9)	72,770 (64.1)	69,958 (62.7)	68,048 (61.6)
老年人口 (65歳以上)	13,976 (13.1)	15,589 (14.1)	17,874 (15.9)	21,145 (18.6)	23,822 (21.4)	25,900 (23.4)

※カッコ内の数値は、構成比を示す。

(資料：国勢調査)

## 6 道路の位置等

市の主な道路体系は、市内を東西に走る中国縦貫自動車道と市街地を中心に放射状にのびる一般国道、県道及び市道等で構成されている。

高速道路は、市内中心部を東西方向に中国縦貫自動車道が整備され、市内に津山IC、院庄IC、二宮PAが整備されている。また、東は兵庫県を經由して大阪府方面へ、西は広島県方面へと延びており、市の西部を縦に走る中国横断自動車道岡山米子線を利用することで、岡山市方面、鳥取県米子市方面へのアクセスも可能となる。

一般国道は、南部から北東方面に延び、岡山市及び鳥取県鳥取市に繋がる国道53号、南東部から北西方面に延び、兵庫県姫路市及び鳥取県東伯郡湯梨浜町に繋がる国道179号、市中心部から西方面に延び、鳥取県米子市に繋がる国道181号、市の南西部から東方面に延び、倉敷市及び京都府福知山市に繋がる国道429号が整備されている。このうち、国道53号は勝北支所へ、国道181号は久米支所への主要なアクセス経路となる。

主な主要地方道として、津山市野村から北に延び、鳥取県八頭郡八頭町に繋がる県道津山智頭八東線、津山市横山から南に延び、久米郡美咲町に繋がる県道津山柵原線、市内を南北に走り、津山市昭和町2丁目から津山市加茂町桑原に繋がる県道津山加茂線がある。このうち、県道津山智頭八東線は加茂支所、阿波支所への主要なアクセス経路となる。

その他市道等は、市中心部を經由して東西、南北へと延び、高速道路、国道、県道など主要道路とリンクしながら市内を網羅している。

### 【道路図 資料編へ】

## 7 鉄道の位置

鉄道は、姫路駅から新見駅までの区間を走るJR姫新線が市内を東西に、岡山駅から津山駅までの区間を走るJR津山線が市内中心部から南に、鳥取駅から東津山駅までの区間を走るJR因美線が南北に敷設され、市内には14駅（津山駅、津山口駅、佐良山駅、院庄駅、美作千代駅、坪井駅、東津山駅、美作大崎駅、高野駅、美作滝尾駅、三浦駅、美作加茂駅、知和駅、美作河井駅）が整備されている。



## 8 自衛隊施設の概要

市には、広戸地区に陸上自衛隊日本原演習場がある。また、近接する勝田郡奈義町滝本に陸上自衛隊日本原駐屯地がある。当該駐屯地には、主要所在部隊として第13特科隊、第13戦車中隊、第14戦車中隊、第13高射特科中隊が駐屯している。

## 第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、次のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態4類型及び緊急対処事態を対象とする。

また、それぞれの類型において、NBC兵器等を用いた攻撃が行われる可能性があることも考慮する。

### 1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象としている。なお、次に掲げる4類型は、市の地理的・社会的な特徴を踏まえて想定している。

#### (1) 着上陸侵攻

多数の船舶、航空機等をもって沿岸部に直接上陸して、我が国の国土を占領する攻撃

##### ① 特徴

##### 【攻撃対象となりやすい地域】

航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。

##### 【想定される主な被害】

主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、攻撃目標となりやすい施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。

一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。

##### 【事態の予測・察知】

攻撃国の戦闘機等の集結の状況、進行方向等から事前予測が可能である。

##### ② 留意点

事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域からの先行避難や広域避難が必要となる。

#### (2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

比較的少数の特殊部隊等を潜入させ、重要施設への襲撃や要人の暗殺等を実施する攻撃

## ① 特徴

**【攻撃対象となりやすい地域】**

都市部をはじめ、鉄道、橋梁、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要となる。

**【想定される主な被害・範囲】**

少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、被害は施設の破壊等が主となる。被害範囲は比較的狭い範囲に限定されるものが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も予想される。また、ダーティボムが使用される場合がある。

**【事態の予測・察知】**

県警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。

## ② 留意点

ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行うこととし、事態の状況により、緊急通報の発令、退避の指示又は警戒区域の設定など適宜に応じた措置が必要となる。

## (3) 弾道ミサイル攻撃

弾道ミサイルを使用して我が国を直接打撃する攻撃

## ① 特徴

**【攻撃の目標となりやすい地域】**

発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

**【想定される主な被害・範囲】**

弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）により被害の様相が大きく異なり、通常弾頭の場合にはNBC弾頭の場合と比較して被害は極限され、家屋施設等の破壊、火災等が考えられる。ただし、着弾前に弾頭の種類を特定することは困難である。

**【事態の予測・察知】**

発射後、極めて短時間で我が国に着弾することが予想される。

## ② 留意点

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、特に迅速な情報伝達や行動などの初動が必要であり、屋内への避難指示や消火活動が中心となる。

## (4) 航空攻撃

爆撃機及び戦闘機等で我が国領空に侵入し、爆弾等を投下する攻撃

## ① 特徴

**【攻撃の目標となりやすい地域】**

航空攻撃を行う側の意図及び爆薬の種類等により異なるが、都市部に対する攻撃のほか、生活関連等施設が目標となることが想定される。

**【想定される主な被害・範囲】**

通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、当該攻撃の意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。

**【事態の予測・察知】**

弾道ミサイル攻撃の場合に比べてその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間は少なく、また攻撃目標を特定することは困難である。

## 2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象としている。なお、次に掲げる類型は、市の地理的・社会的な特徴を踏まえて想定している。

## (1) 攻撃対象施設等による分類

## ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

**【可燃性ガス貯蔵施設等の爆破】**

可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

**【ダムの破壊】**

ダムの破壊が行われた場合、下流域に及ぼす被害（水害）は多大なものとなる。

## ② 大規模集客施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

大規模集客施設や列車等の爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。

## (2) 攻撃手段による分類

## ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

**【ダーティボム等の爆発による放射能の拡散】****【炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布】****【市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布】****【水源地に対する毒素等の混入】**

次項「3 N B Cを使用した攻撃」と同様の被害を発生させる。

## ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

**【航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ】**

航空機等による自爆テロが行われた場合、主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。

攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺にも大きな被害が発生する恐れがある。

爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動にも支障が生ずる。



### 3 NBCを使用した攻撃

武力攻撃事態、緊急対処事態の各類型において、NBC攻撃が行われることも考慮する。

当該攻撃の特徴は、次のとおりである。

#### (1) 核兵器等

核兵器を用いた攻撃による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物（灰等）や初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射によって生ずる。

ダーティボムは爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。

放射性物質又は放射線の存在は五感では感知できない。

原因となる放射性物質や放射線種の特特定が困難である。

#### (2) 生物兵器等

人に知られることなく散布することが可能である。

生物兵器が使用されたと判明したときには、感染者が移動することにより、二次的な感染を引き起こし、広範囲に多数の感染者が発生する恐れがある。

生物兵器としては、一般的に天然痘、炭疽菌、ペスト等が挙げられている。

#### (3) 化学兵器等

急性症状を有する死傷者が発生するが、原因物質の特定は困難である。

建物屋内や交通機関内部など閉鎖的な空間で発生した場合、多数の死傷者が発生する可能性がある。

地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は地をはうように広がる。

特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その特性は化学剤の種類によって異なる。

化学兵器としては、一般的に、サリン、VXガス、マスタードガス又はイペリット等が挙げられている。

## 第2編 平素からの備えや予防

### 第1章 組織・体制の整備等

#### 第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及びサービス基準等の整備を図る必要があることから、各部等における平素の業務、職員の参集基準等について、次のとおり定める。

##### 1 市の各部等における平素の業務

市の各部（局・室）（以下「各部等」という。）は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

##### 【市の各部等における平素の業務】

担当部等	業務内容
総務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民保護の総合調整に関すること</li> <li>・ 市国民保護協議会の運営に関すること</li> <li>・ 市国民保護計画の見直し、変更に関すること</li> <li>・ 初動体制の整備に関すること</li> <li>・ 職員のサービス基準の整備に関すること</li> <li>・ 国民の権利利益の救済に係る手続に関すること</li> <li>・ 国、県、県警察、他の市町村、自衛隊、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等との連携体制の整備に関すること</li> <li>・ 自主防災組織、ボランティア団体等との連携及びその支援の整備に関すること</li> <li>・ 非常通信体制の整備に関すること</li> <li>・ 被災情報の収集、提供体制の整備に関すること</li> <li>・ 警報の伝達、避難の指示、緊急通報に係る整備に関すること</li> <li>・ 安否情報の収集・提供体制の整備に関すること</li> <li>・ 国民保護措置についての研修及び訓練に関すること</li> <li>・ 危機情報等の収集、分析等に関すること</li> <li>・ 高齢者・障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難実施要領の策定及び整備に関する事</li> <li>・救護における基本的事項の県等との調整に関する事</li> <li>・輸送事業者の輸送力・輸送施設の把握に関する事</li> <li>・生活関連施設の把握に関する事</li> <li>・物資及び資材の備蓄等に関する事</li> <li>・国民保護措置に関する啓発に関する事</li> </ul>
企画部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民に対する警報、避難措置の指示及び避難の指示の内容の伝達体制の整備に関する事</li> <li>・国民保護に関する広報及び広聴に関する事</li> <li>・在日外国人関係団体等との連絡及び調整に関する事</li> </ul>
財政部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が管理する施設及び設備の整備及び点検に関する事</li> <li>・復旧のための各種資料の整備に関する事</li> </ul>
福祉健康部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者・障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事</li> <li>・要援護者支援プランの作成に関する事</li> <li>・医療機関との連携の調整に関する事</li> <li>・保健機関との連携の調整に関する事</li> </ul>
地域振興部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内会、ボランティア団体等との連携及びその支援の整備に関する事</li> <li>・各支所との連携に関する事</li> </ul>
各支所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部等の業務内容のうち、各支所において実施すべき業務に関する事</li> </ul>
監査事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特殊標章等の交付、管理、啓発等に関する事</li> </ul>
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校における国民保護措置の啓発・教育に関する事</li> </ul>
各部等共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部等が管理する施設の整備、点検に関する事</li> <li>・各部等が管理する生活関連等施設の安全確保に関する事</li> <li>・各部等が管理する避難等に関する施設、設備の整備及び点検に関する事</li> </ul>

※ 国民保護に関する業務の総括、各部等間の調整、企画立案等については、総務部危機管理室において行う。

## 2 市職員の参集基準等

### (1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を実施するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

## (2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、津山圏域消防組合との間で構築されている情報連絡体制を踏まえて宿直等による情報伝達の強化を行うなど、速やかに市長及び総務部危機管理室職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

## (3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

## 【職員参集基準】

体制	参集基準
①担当室体制	総務部危機管理室職員が参集
②緊急事態連絡室体制	原則として、③国民保護対策本部等体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③国民保護対策本部体制	全ての職員が本庁又は出先機関等各自の所属する職場に参集

## 【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準	体制
事態認定前	市の全庁的な対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
	市の全庁的な対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
事態認定後	市対策本部設置の通知がない場合 市の全庁的な対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
	市対策本部設置の通知がない場合 市の全庁的な対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
	市対策本部設置の通知を受けた場合	③

## (4) 管理職員等への連絡手段の確保

市の管理職員及び総務部危機管理室職員は、常時、参集時の連絡手段

として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 管理職員等の参集が困難な場合の対応

市の管理職員及び総務部危機管理室職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長、市対策本部副本部長及び市対策本部員の代替職員については、次のとおりとする。

**【市対策本部長、市対策本部副本部長及び市対策本部員の代替職員】**

名 称	代 替 職 員		
	第1順位	第2順位	第3順位
津山市長 (市対策本部長)	主管の副市長	その他の副市長	総務部 危機管理室長
主管の副市長 (市対策本部 副本部長)	その他の副市長	総務部 危機管理室長	総務部長
各部等長 (市対策本部員)	各部等 参与又は次長	各部等 次長又は主管課長	各部等課長

(6) 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した等、市対策本部を市庁舎に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設を次のとおり指名する。

**【市対策本部の予備施設】**

予備施設名称	順 位
津山圏域消防組合消防本部	第1位
津山市加茂支所	第2位
津山市阿波支所	第2位
津山市勝北支所	第2位
津山市久米支所	第2位

(7) 職員の服務基準

市は、(3)の①から③までの体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を別に定める。

## (8) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、次の項目について別に定める。

- ① 交代要員の確保その他職員の配置
- ② 食料、生活必需品、燃料等の備蓄
- ③ 自家発電設備の確保
- ④ 仮眠設備等の確保 等

### 3 消防機関の体制

## (1) 津山圏域消防組合における初動体制の把握

市は、津山圏域消防組合からの情報を受け、消防本部及び消防署における初動体制を把握する。その際、市は、津山圏域消防組合との間で構築されている情報連絡体制並びに消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

## (2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、津山圏域消防組合における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

### 4 国民の権利利益の救済に係る手続等

## (1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

救済に係る手続は、国民保護措置の実施に伴う命令、要請等を担当する所管各部等において行う。

## 【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・第5項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1項・第3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項)
不服申立てに関する事。 (法第6条、第175条)	
訴訟に関する事。 (法第6条、第175条)	

※この表において、「法」とは「国民保護法」をいう。

## (2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、津山市文書管理規程（昭和40年津山市訓令第1号）の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

## 第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、次のとおり関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

## 1 基本的な考え方

## (1) 防災のための連携体制の活用

市は、国民保護措置が効果的かつ迅速に対処できるよう、津山市地域防災計画における連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

## (2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

## (3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会の委員への依頼等により、関係機関の積極的な参加・協力が得られるように留意する。

## 2 県との連携

## (1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当課名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

## (2) 県との情報共有

市は、警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

## (3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との市国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

## (4) 県警察との連携

市長は、避難住民の誘導が円滑に行えるよう、また、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

## 3 近接市町との連携

## (1) 近接市町との連携

市は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避



難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。

#### (2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、津山圏域消防組合に対し、NBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図るよう要請する。

### 4 指定公共機関等との連携

#### (1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

#### (2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう、津山圏域消防組合とともに、災害拠点病院・救命救急センターである津山中央病院、津山市医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

#### (3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定についての見直しを行うなど、津山市地域防災計画に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、県及び関係機関と協力し、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

### 【協定内容等 資料編】

### 5 ボランティア団体等に対する支援

#### (1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び町内会等のリーダー等に対する研修等を通じ

て国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携を図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、津山市社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

### 第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、次のとおり非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された中国地方非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

(3) 防災行政無線の活用

県と市との間で利用できる、防災行政無線、衛星電話及びファクシミリが設置され各種災害予警報等の伝達を中心に活用されており、その機能を有効適切に発揮できるよう、常時、点検整備を行う。

## 第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知・伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うための情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、次のとおり定める。

### 1 基本的な考え方

#### (1) 情報収集・提供体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集し、又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

また、高齢者、障害者、外国人その他の情報伝達において特別の配慮が必要な者に対しても、情報が適時かつ迅速に提供できるよう必要な検討を行う。

#### (2) 情報収集・提供等の体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系、衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等、障害発生時における情報収集体制の整備を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>国、県と協力し、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>無線通信系の通信輻輳時の混線等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携</li> </ul>

運用面	<p>帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。また、アマチュア無線の団体への協力要請についても検討する。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、メール、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。</li> </ul>

### (3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

## 2 警報等の伝達に必要な準備

### (1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を十分な協議のうえ構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。

この場合において、市長は、その職員及び消防団長を指揮し、自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、住民等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努めるものとする。

市は、警報の伝達に当たっては、広報車・メールの使用、自主防災組

織による伝達、町内会等への協力依頼及び防災行政無線による伝達以外のより効果的な方法も検討するものとする。

(2) 市防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる防災行政無線の整備を図る。

防災行政無線の整備に当たっては、国による全国瞬時警報システム（J－A L E R T）の開発・整備の検討状況を踏まえる。

(3) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

また、市は、それぞれの施設の管理者等の連絡先を把握し、情報伝達体制を整備する。

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

### 3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報収集のための体制整備

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民の安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、市における安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の把握に努め、平素から密接な連携を図る。

## (2) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

## (3) 住民への周知

市は、避難時に氏名や身分を確認できるもの（運転免許証、パスポート、住基カード等）を携行するよう、住民に周知する。

## 【安否情報として収集・報告すべき情報】

## 1 避難住民（負傷した住民も同様）

- ① 氏名
- ② 出生の年月日
- ③ 男女の別
- ④ 住所
- ⑤ 国籍（日本国籍を有しない者に限る）
- ⑥ 上記①から⑤までのほか、個人を識別するための情報（上記①から⑤までのいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る）
- ⑦ 居所
- ⑧ 負傷又は疾病の状況
- ⑨ 上記⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

## 2 死亡した住民

（上記①から⑥までに加えて）

- ⑩ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑪ 死体の所在

## 4 被災情報の収集・報告に必要な準備

## (1) 情報の収集、整理及び連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、県における被災情報の収集・報告系統を踏まえ、必要な体制の整備を図る。

## (2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

## 第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、次のとおり定める。

### 1 研修

#### (1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、岡山県消防学校等研修機関の研修課程を有効に活用し、職員等の研修機会を確保する。

#### (2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

#### 【国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

#### 【総務省消防庁ホームページ】

<http://www.fdma.go.jp/>

#### (3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、県、警察、自衛隊及び津山圏域消防組合の職員、大学等の学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

### 2 訓練

#### (1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、次に示す訓練を実施する。

- ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の通知・伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自主防災組織、町内会等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時には、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、市国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、自主防災組織、町内会等各種市民団体と連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。



## 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、次のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

### 1 避難に関する基本的事項

#### (1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を県と連携して常備する。

#### 【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- 住宅地図  
（人口分布、世帯数、昼夜間別の人口データ）
- 区域内の道路網のリスト  
（避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の道路のリスト）
- 輸送力のリスト  
（鉄道、バス等の輸送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ）  
（鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ）
- 避難施設のリスト（データベース作成後は、当該データベース）  
（避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト）
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト  
（備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト）
- 生活関連等施設のリスト  
（避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの）
- 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定  
（特に、地図や各種のデータ等は、市対策本部におけるスクリーンにディスプレイできるようにしておく）
- 自主防災組織、町内会等の連絡先等一覧  
（代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等）
- 消防関係機関のリスト  
（津山圏域消防組合消防本部、各分署、各出張所の所在地一覧、消

- 防団長等の連絡先)  
(消防関係機関の装備資機材のリスト)  
○ 災害時要援護者の避難支援プラン

(2) 近接する市町との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、近接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している津山市地域防災計画等を活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、防災・福祉関係部局を中心とした横断的な「災害時要援護者支援班」を迅速に設置できるよう、職員の配置に留意する。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

特に、突発的に武力攻撃事態等が発生し、建物外にいる人々が緊急に屋内に避難せざるを得ない場合における受け入れ等について、その協力の確保に努める。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

(6) 大規模集客施設との連携

市は、大規模集客施設にいる多くの人々の避難が円滑に行われるように、情報伝達体制の確立など施設管理者等との連携に努める。

## 2 避難実施要領のパターンの作成

市は、県による支援を受け、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、津山圏域消防組合、県警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつ

つ、総務省消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難の方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況、高齢者、障害者、乳幼児等の避難方法等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

### 3 救援に関する基本的事項

#### (1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

項 目	実施主体	
	県	市
① 収容施設の供与	◎	○
② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与	○	◎
③ 医療の提供及び助産	◎	○
④ 被災者の捜索及び救出	◎	◎
⑤ 埋葬及び火葬	◎	◎
⑥ 電話その他の通信設備の提供	◎	○
⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	○	◎
⑧ 学用品の給与	○	◎
⑨ 死体の捜索及び処理	◎	◎
⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	◎	○

注) 表中の◎は主な実施主体を示し、○は補助を示す。

#### (2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

### 4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

① 輸送力に関する情報

ア 保有車輛等(鉄道、定期・路線バス等)の数、定員

イ 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など

② 輸送施設に関する情報

ア 道路(路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)

イ 鉄道(路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民及び緊急物資の運送が円滑に行われるよう、県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

## 5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により県と共有するとともに、県と連携して、住民に対して避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

## 6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

### 【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局 資料編】

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察との連携を図る。

## 第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、次のとおり定める。

### 1 市における備蓄

#### (1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

#### (2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具等の特殊な資材及び安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン等の特殊な薬品等、国がその整備や整備の促進に努め又は国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

#### (3) 県及び他の市町村等との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

### 2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

#### (1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、自ら管理する施設及び設備が国民保護措置の実施のために使用される場合に備えて、当該施設及び設備の整備、点検を行う。

## (2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

## (3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、バックアップ体制を整備するよう努める。

## 第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、次のとおり定める。

### 1 国民保護措置に関する啓発

#### (1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民、地域の団体、事業者等に対し、広報紙、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を利用して国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講習会等を実施する。

また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語による広報媒体を使用するなど、実態に応じた手法により啓発を行う。

#### (2) 防災に関する啓発の手段の活用

市は、県と連携しつつ、防災に関する啓発の手段を活用し、消防団及び自主防災組織の構成員をはじめ、地域住民に対して国民保護措置に関する啓発を行う。

#### (3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

### 2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、県、津山圏域消防組合などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

## 第3編 武力攻撃事態等への対処

### 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、次のとおり定める。

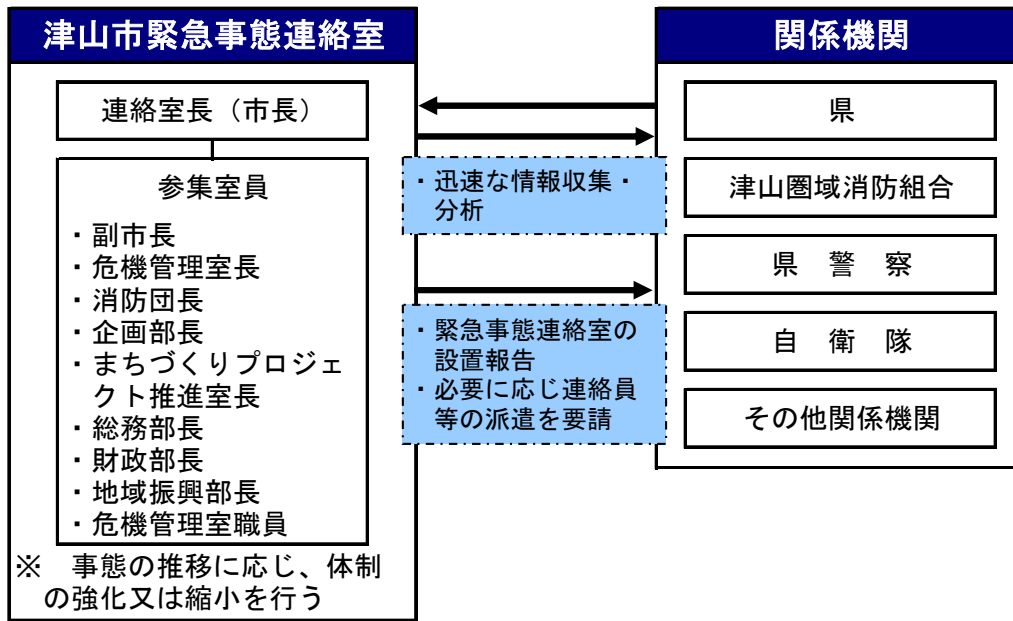
#### 1 事態認定前における津山市緊急事態連絡室の設置及び初動措置

##### (1) 津山市緊急事態連絡室の設置

- ① 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合には、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、津山市緊急事態連絡室を設置する。津山市緊急事態連絡室は、事案発生当初は市対策本部員のうち、国民保護担当の危機管理室職員など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。



【津山市緊急事態連絡室の構成等】



※ 住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び危機管理室長に報告するものとする。

② 津山市緊急事態連絡室は、津山圏域消防組合、県警察その他の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、津山市緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、津山市緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における関係機関との通信を確保する。

(2) 初動措置の確保

市は、津山市緊急事態連絡室において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の津山圏域消防組合による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を津山圏域消防組合等へ提供するとともに、必要な要請を行う。

市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、県警察と緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

(4) 市対策本部への移行に要する調整

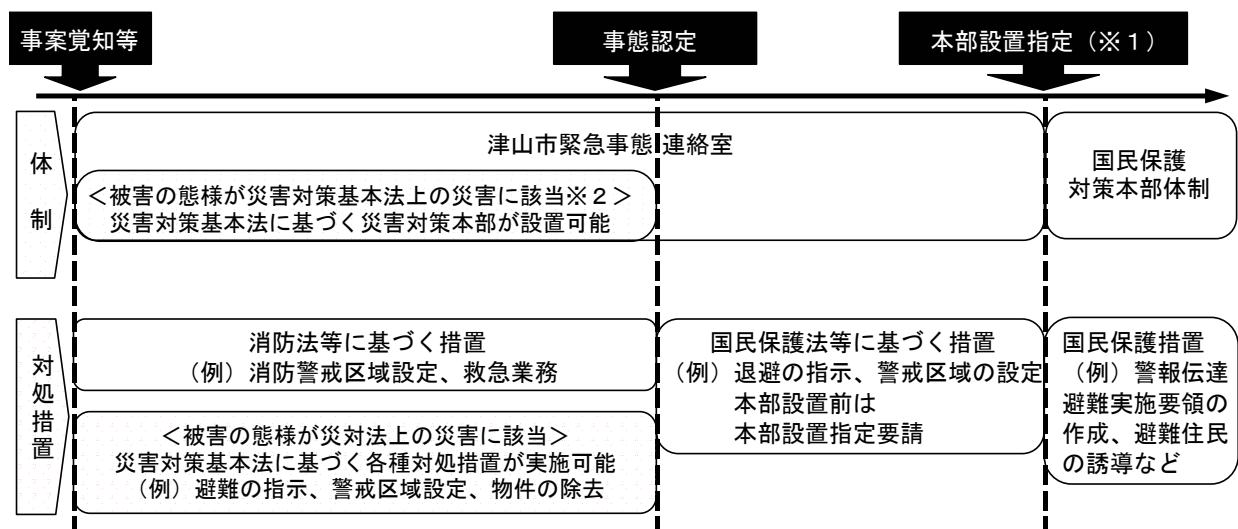
津山市緊急事態連絡室を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、津山市緊急事態連絡室は廃止する。

この場合において、市対策本部の設置前に、災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急処理事態に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係各部等に対し周知徹底する。

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。



※1 事態認定と本部設置指定は同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

## 2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当室体制を立ち上げ、又は、津山市緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

## 第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、次のとおり定める。

### 1 市対策本部の設置

#### (1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

##### ① 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

##### ② 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する（※事前に津山市緊急事態連絡室を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする。）。

##### ③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、津山市防災配備体制要領で定める連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

##### ④ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市庁舎202会議室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

##### ⑤ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

##### ⑥ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設を第2編第1章第1の2(6)の規定のとおり定める。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により順位を変更することを妨げるものではない。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

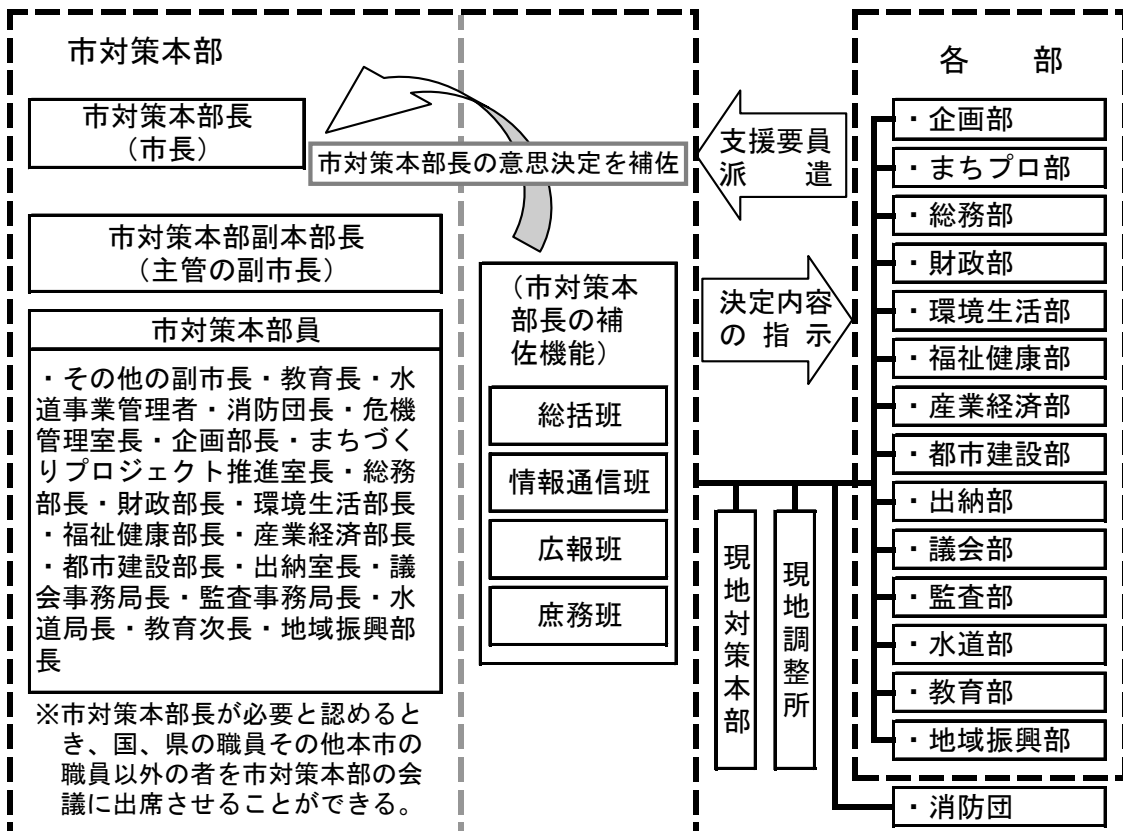
(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

【市対策本部の組織構成及び各組織の機能】



※ 市対策本部における決定内容を踏まえて、各部において措置を実施するものとする（市対策本部には、各部から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。）。

※ 「まちプロ部」とは、「まちづくりプロジェクト推進部」のことをいう。

## 【市対策本部長の補佐機能の編成】

班 名	機 能
総括班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市対策本部の運営に関する事項</li> <li>・情報通信班が収集した情報を踏まえた市対策本部長の重要な意思決定に係る補佐</li> <li>・市対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示</li> <li>・市が行う国民保護措置に関する調整</li> <li>・他の市町村に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項</li> <li>・県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項</li> </ul>
情報通信班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の情報に関する国、県、他の市町村等関係団体からの情報収集、整理及び集約 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災情報</li> <li>○ 避難や救援の実施状況</li> <li>○ 災害への対応状況</li> <li>○ 安否情報</li> <li>○ その他総括班等から収集を依頼された情報</li> </ul> </li> <li>・市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録</li> <li>・通信回線や通信機器の確保</li> </ul>
広報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災状況や市対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動</li> </ul>
庶務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市対策本部員の参集に関すること</li> <li>・市対策本部員や市対策本部職員のローテーション管理</li> <li>・市対策本部の庶務に関する事項</li> </ul>

## 【市の各部における武力攻撃事態における業務】

部 名	武力攻撃事態等における業務
企画部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部が行う業務の総合調整に関すること</li> <li>・警報の内容、緊急通報、避難の指示、避難実施要領の内容の通知・伝達等に関すること</li> <li>・退避の指示に関すること</li> <li>・警戒区域の設定に関すること</li> </ul>
まちづくりプロジェクト推進部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警報の内容、緊急通報、避難の指示、避難実施要領の内容の通知・伝達等に関すること</li> <li>・退避の指示に関すること</li> <li>・警戒区域の設定に関すること</li> </ul>
総務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難実施要領の策定に関すること</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関との連携に関する事</li> <li>・ 安否情報の収集に関する事</li> <li>・ 県に対する報告に関する事</li> <li>・ 退避の指示に関する事</li> <li>・ 警戒区域の設定に関する事</li> <li>・ 応急公用負担等に関する事</li> <li>・ 消防に関する措置等に関する事</li> <li>・ 損失補償及び損害補償に関する事</li> <li>・ 総合調整及び指示に係る損失の補てんに関する事</li> <li>・ その他、他部の所管に属さない業務に関する事</li> </ul>
財 政 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難住民の誘導に関する事</li> <li>・ 収容施設の供与に関する事</li> <li>・ 安否情報の収集に関する事</li> <li>・ 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求に関する事</li> </ul>
環境生活部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難住民の誘導に関する事</li> <li>・ 収容施設の供与に関する事</li> <li>・ 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与に関する事</li> <li>・ 埋葬及び火葬に関する事</li> <li>・ 安否情報の収集に関する事</li> <li>・ 保健衛生の確保に関する事</li> <li>・ 廃棄物の処理に関する事</li> </ul>
福祉健康部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボランティア団体等に対する支援等に関する事</li> <li>・ 避難住民の誘導に関する事</li> <li>・ 関係機関との連携に関する事</li> <li>・ 医療の提供及び助産に関する事</li> <li>・ 死体の捜索及び処理に関する事</li> <li>・ 安否情報の収集に関する事</li> <li>・ 安否情報の照会に対する回答等に関する事</li> <li>・ 保健衛生の確保に関する事</li> <li>・ 乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事</li> </ul>
産業経済部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災者の捜索及び救出に関する事</li> <li>・ 武力攻撃によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去に関する事</li> <li>・ 応急公用負担等に関する事</li> </ul>
都市建設部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難住民の誘導に関する事</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収容施設の供与に関する事</li> <li>・武力災害を受けた住宅の応急修理に関する事</li> <li>・武力攻撃によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去に関する事</li> <li>・応急公用負担等に関する事</li> </ul>
出納部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア団体等に対する支援等に関する事</li> <li>・食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与に関する事</li> </ul>
議会部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民への協力要請に関する事</li> </ul>
監査部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特殊標章等の交付、管理、啓発等に関する事</li> </ul>
水道部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与に関する事</li> <li>・保健衛生の確保に関する事</li> <li>・水の安定的な供給に関する事</li> </ul>
教育部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学用品の給与に関する事</li> <li>・被災児童生徒等に対する教育に関する事</li> </ul>
地域振興部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア団体等に対する支援等に関する事</li> <li>・警報の内容、緊急通報、避難の指示、避難実施要領の内容の通知・伝達等に関する事</li> <li>・退避の指示に関する事</li> <li>・警戒区域の設定に関する事</li> <li>・各部の業務のうち、支所において実施すべき業務に関する事</li> </ul>
各部共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活関連等施設の安全確保に関する事</li> <li>・公的徴収金の減免等に関する事</li> <li>・市が管理する施設及び設備の適切な管理に関する事</li> <li>・市が管理する施設及び設備の緊急点検及び応急の復旧に関する事</li> <li>・市が管理する施設及び設備の復旧に関する事</li> </ul>

### 【市消防団における武力攻撃事態における業務】

消防団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警報の内容、緊急通報、避難の指示、避難実施要領の内容の通知・伝達等に関する事</li> <li>・避難住民の誘導に関する事</li> <li>・被災者の捜索及び救出に関する事</li> <li>・退避の指示に関する事</li> <li>・警戒区域の設定に関する事</li> <li>・消防に関する措置等に関する事</li> </ul>
-----	---



## (4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

**【市対策本部における広報体制】**

## ① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う広報責任者を設置

## ② 広報手段

広報紙、メール配信、テレビ・ケーブルテレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備

## ③ 留意事項

ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応する。

イ) 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行う。

ウ) 県と連携した広報体制を構築する。

**【関係報道機関一覧 資料編】**

## (5) 現地対策本部の設置

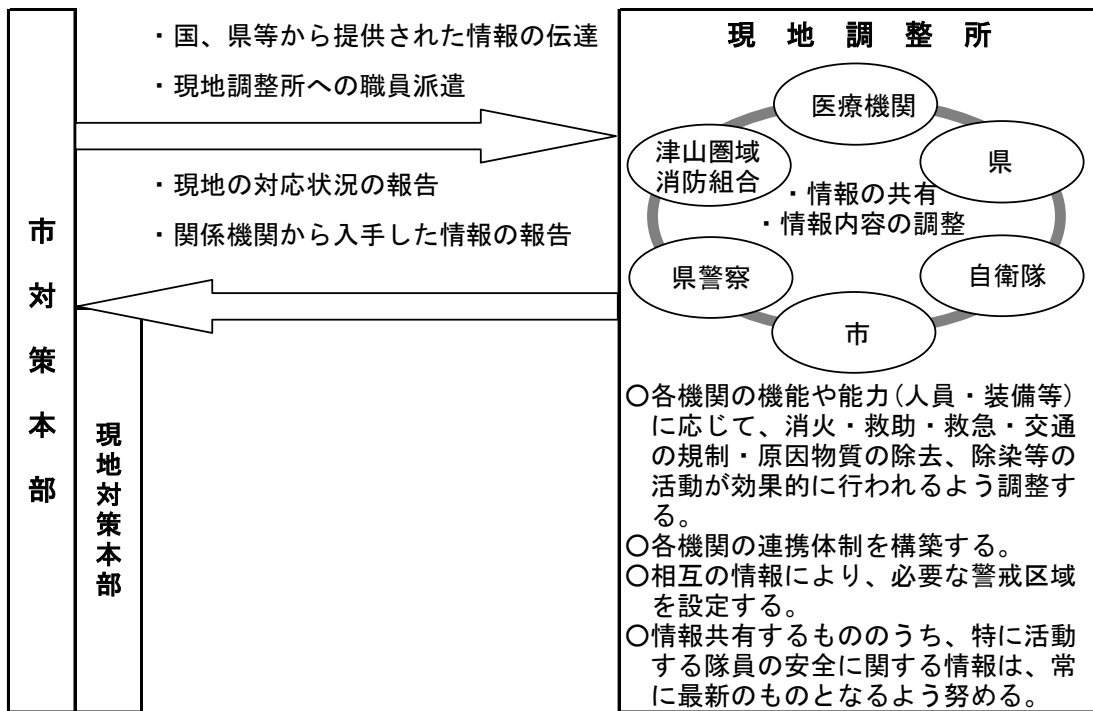
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、現地対策本部を設置する。

現地対策本部長や現地対策本部員は、市対策本部副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

## (6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、津山圏域消防組合、県警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の組織編成】



【現地調整所の性格について】

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。）。
- ② 現地調整所は、事態発生現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。
- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。  
 現地調整所の設置により、市は、津山圏域消防組合等による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

- ④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。）。

(注) 現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、市は、市国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うことが重要である。

(7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

## 2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、同報系市防災行政無線、有線電話等の固定系通信回線の利用又は電気通信事業者による臨時回線の設定等により、市対策本部と現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

## 第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、次のとおり定める。

### 1 国・県の対策本部との連携

#### (1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

#### (2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

### 2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

#### (1) 知事等への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下この章において「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

#### (2) 知事等に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

#### (3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合におい

て、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等ができる限り具体的に明らかにする。

### 3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- ① 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて自衛隊岡山地方協力本部長又は市国民保護協議会委員たる陸上自衛隊第13特科隊長を通じて、陸上自衛隊中部方面総監、海上自衛隊呉地方総監及び航空自衛隊西部航空方面隊司令官を介し、防衛大臣に連絡する。
- ② 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。
- ③ 市は、住民の避難が必要となる場合において、自衛隊の侵害排除措置が行われるときは、避難住民の混乱の発生を防止するため、避難経路の選択等について、自衛隊から派遣された連絡官を通じ、また、関係機関（県、県警察等）と十分に協議する。

### 4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

#### (1) 他の市町村長等への応援の要求

- ① 市長その他市の執行機関（以下この章において「市長等」という。）は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

#### (2) 県への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、県に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

#### (3) 事務の一部の委託

- ① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
  - ア 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
  - イ 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに市議会に報告する。

## 5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

## 6 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

① 市は、他の市町村から応援の求めがあったときは、次に掲げる正当な理由がある場合を除き、必要な応援を行う。

ア 求められた応援を実施することができないとき

イ 他の機関が実施する国民保護措置と競合するとき

② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を市議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められたときは、次に掲げる正当な理由がある場合を除き、必要な応援を行う。

ア 求められた応援を実施することができないとき

イ 他の機関が実施する国民保護措置と競合するとき

## 7 ボランティア団体等に対する支援等

### (1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や町内会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

### (2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、ボランティア活動の可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

### (3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

## 8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認めるときは、安全の確保に特に配慮しながら、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。

- ① 避難住民の誘導
- ② 避難住民等の救援
- ③ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- ④ 保健衛生の確保



## 第4章 警報及び避難の指示等

### 第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、次のとおり定める。

#### 1 警報の内容の伝達等

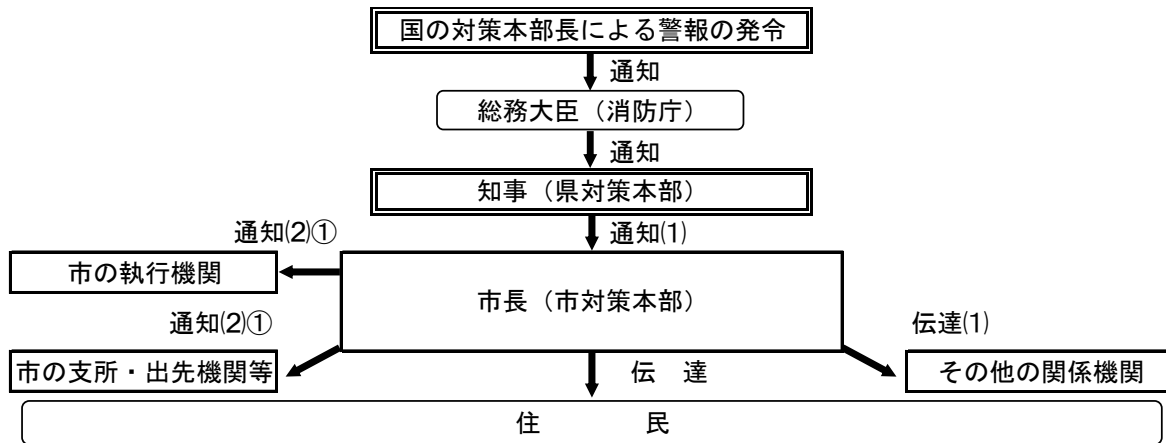
##### (1) 警報の内容の伝達

市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある国公私の団体（消防団、町内会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、青年会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

##### (2) 警報の内容の通知

- ① 市は、市の他の執行機関その他の関係機関に対し、警報の内容を通知する。
- ② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（<http://www.city.tsuyama.lg.jp/>）に警報の内容を掲載する。  
市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、次のとおり。

## 【市長から関係機関への警報の通知・伝達】



(2)②※市長は、ホームページに警報の内容を掲載する。

※警報の伝達に当たっては、市防災行政無線のほか、広報車、拡声器、ケーブルテレビ、メール配信等を活用することなどにより行う。

## 2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系市防災行政無線及び広報車で、国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、市防災行政無線、メール配信、ホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、町内会等への協力依頼などの市防災行政無線による伝達以外の広報手段も活用する。

(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達する。

この場合において、市は、津山圏域消防組合が実施する消火活動及び救助・救急活動の状況に留意し、消防団に対し、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、町内会、災害時要援護者等への伝達を行うよう指示する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声

機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

- (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、災害時要援護者について、防災・福祉担当部間の連携の下で避難支援プラン等を活用するなど、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。
- (4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする（その他は警報の発令の場合と同様とする。）。

### 3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

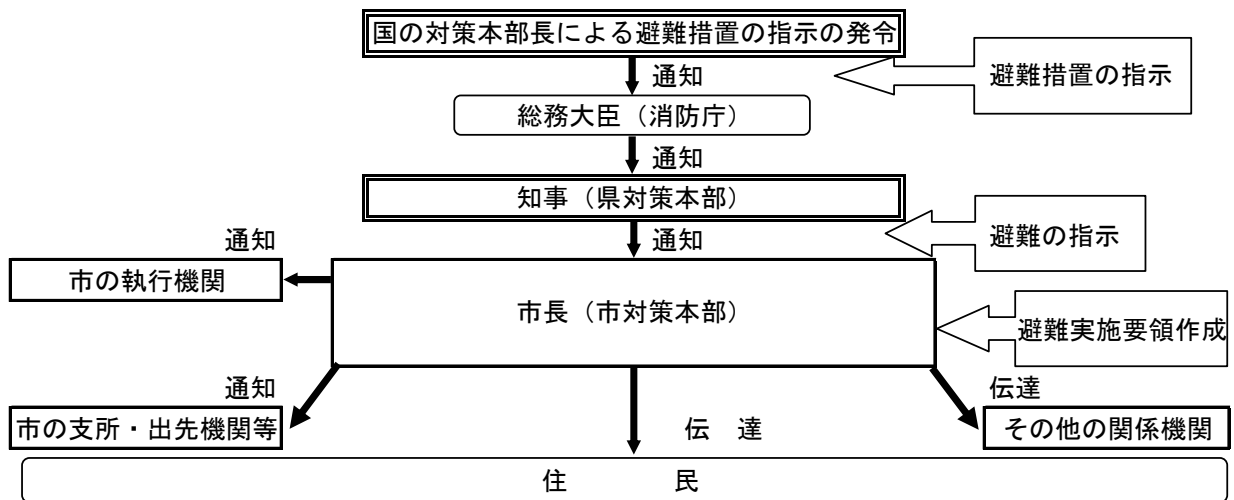
## 第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、次のとおり定める。

### 1 避難の指示の通知・伝達

- ① 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- ② 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

【市長から関係機関への避難の指示の通知・伝達】



※市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

※避難の指示の伝達に当たっては、市防災行政無線のほか、広報車、拡声器、ケーブルテレビ、メール配信等を活用することなどにより行う。

2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けたときは、直ちに、各執行機関、津山圏域消防組合、県、県警察、自衛隊等関係機関の意見を聴いて、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンの中から最も適切なものを選択し、そのパターンをもとに迅速に避難実施要領を策定するものとする。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

(2) 避難実施要領に定める主な事項

① 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

- ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- イ 避難先
- ウ 一時集合場所及び集合方法
- エ 集合時間
- オ 集合に当たっての留意事項
- カ 避難の手段及び避難の経路

② 避難住民の誘導の実施方法

- ア 市職員、消防団員の配置等
- イ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応

- ウ 要避難地域における残留者の確認
- エ 避難誘導中の食料等の支援
- ③ その他避難の実施に関し必要な事項
  - ア 避難住民の携行品、服装
  - イ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等
- (3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項  
避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。
  - ① 避難の指示の内容の確認  
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
  - ② 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）  
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
  - ③ 避難住民の概数把握
  - ④ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難  
(運送事業者である指定地方公共機関等による運送) )
  - ⑤ 輸送手段の確保の調整（※ 輸送手段が必要な場合）  
(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
  - ⑥ 要援護者の避難方法の決定（避難支援プラン、災害時要援護者支援  
班の設置）
  - ⑦ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経  
路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理  
者との調整）
  - ⑧ 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
  - ⑨ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
  - ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部と  
の調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

#### 【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

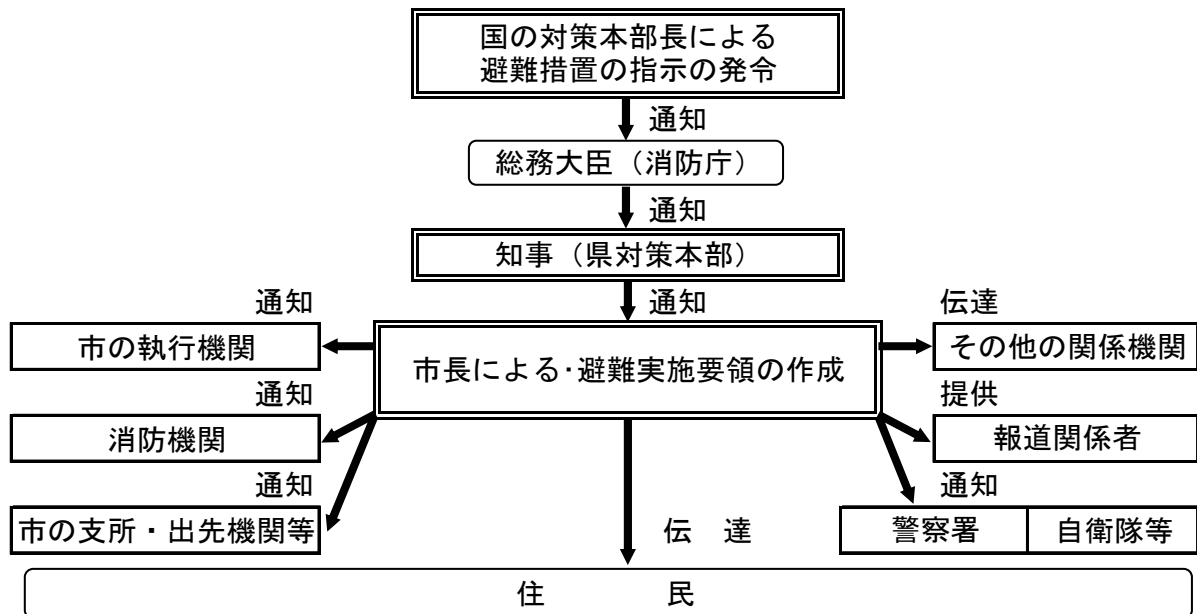
(4) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を市の他の執行機関、津山圏域消防組合消防長、警察署長、自衛隊岡山地方協力本部長及び関係する運送業者である指定地方公共機関その他の関係機関に通知する。

また、市長は、市防災行政無線、広報車、メール配信等を活用するとともに、自主防災組織や町内会等の自発的な協力を得て、避難実施要領についてできる限り速やかに各世帯及び関係団体に伝達するものとする。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

【市長から関係機関への避難実施要領の通知・伝達】



3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自主防災組織、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所にお

いて、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関等との連携

市長は、避難住民の誘導を行うに当たっては、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案した上で、津山圏域消防組合消防長の協力を得て実施する。

また、消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、津山圏域消防組合と連携しつつ、自主防災組織、町内会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長（以下「警察署長等」という。）に対して、警察官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や町内会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障害者等への配慮

市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、災害時要援護者

支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行う。

(ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。)

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

① 危険動物等の逸走対策

② 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。



## (12) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

## (13) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

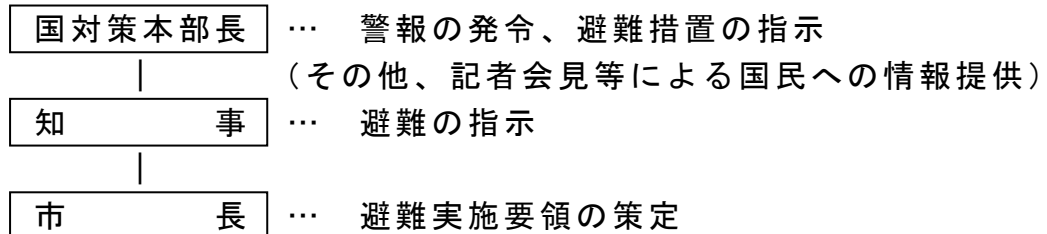
## 4 想定される事態類型と避難上の留意点

## (1) 弾道ミサイル攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃においては、発射後短時間で着弾することが予想されるため、住民への迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要となる。
- ② 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。  
(住民は、弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地下施設に避難することとなる。)
- ③ 市は、弾道ミサイル着弾後、被害内容が判明した後、国又は知事からの避難措置の指示及び避難指示の内容に沿って避難実施要領を策定し、避難住民を誘導する。
- ④ 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知する。

## 【弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ】

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

このため、弾道ミサイルを発射するものの意図等により攻撃目標地点は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、わが国に対し弾道ミサイルが発射された、又は発射が差し迫っているとの警報が発令されたときは、着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応を取るものとする。

## (2) ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国の対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、当該要避難地域からの避難住民の誘導を迅速に実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃により、国の対策本部長による避難措置の指示及び知事による避難の指示を待ついとまがない場合には、避難措置の指示を待たずに、当該攻撃が行われた現場における被害の状況に照らして、退避の指示、警戒区域の設定等を行い、危険な地域への一般住民の立入禁止を徹底するが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれが

ある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

- ③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般的には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的效果を生じさせることが考えられることから、生活関連等施設は攻撃を受ける可能性が一般的に高く、注意が必要である。

### (3) 着上陸侵攻

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を待って対応することが必要となる。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針、それに基づく知事による指示等に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

## 第5章 救援

知事が避難先地域において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために救援に関する措置を的確かつ迅速に行うため必要があると認め、市長に所要の救援に関する措置を講ずべきことの指示があった場合に行う救援又は県が行う救援の補助について、次のとおり定める。

### 1 救援の実施

#### (1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

なお、第2編第2章3に定める市と県との役割分担において市が主な実施主体となる場合（以下「主な実施主体となる場合」という。）も同様とする。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

#### (2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

### 2 関係機関との連携

#### (1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合又は主な実施主体となる場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の都道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

## (2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合又は主な実施主体となる場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

## (3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合又は主な実施主体となる場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

## (4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

### 3 救援の程度及び方法の基準

## (1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「救援の程度及び基準」及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

## (2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

### 4 救援の内容

## (1) 収容施設の供与

① 市は、市が避難先地域となった場合、県との調整に基づき、避難先地域内に避難所を開設する。

② 市は、市が避難先地域となった場合、県との調整に基づき、仮設トイレの設置及び清掃等を行う。

③ 市は、避難期間が長期にわたる場合において、県との調整に基づき、応急仮設住宅及び公営住宅の迅速な供与を行う。

## (2) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

- ① 市は、避難住民等の生活に必要な食品、飲料水及び生活必需品の必要数量等については、県と連携して把握する。
- ② 市は、食料品及び生活必需品については、防災のための備蓄を当面活用するほか、避難先地域及び要避難地域の乳幼児、高齢者等の要避難援護者への適切な物資の供給に配慮し、県と連携して調達、供給を実施する。
- ③ 市は飲料水については、県との調整に基づき、県及び市による防災のための備蓄飲料水を利用するほか、(社)日本水道協会岡山県支部の協力のもと避難所等に給水所を設け供給する。
- ④ 応援物資の受入地及び集積場所については、県との調整に基づき、あらかじめ定めている集積場所候補地を参考にその都度指定する。

## (3) 医療の提供及び助産

市は、県との調整に基づき避難住民等の検病調査、健康診断及び衛生指導を実施する。また、保健師等による巡回健康相談等の実施や精神保健相談等による心のケアを実施する。

## (4) 被災者の捜索及び救出

市は、被災者の捜索及び救出については、県、県警察、消防機関等と連携して実施する。

また、安否情報、被災情報の収集については、県との調整に基づき、あらかじめ定めているところにより連携して実施する

## (5) 埋葬及び火葬

市は、身元不明死体を適正に保管し、適正期間経過後に火葬するとともに、遺留品、遺骨の保管を行う。

市は、必要に応じて、県に対し、広域的な火葬の応援、協力を要請する。

## (6) 電話その他の通信設備の提供

① 市は、電気通信事業者である指定公共機関に対して、避難住民等の通信の確保のための通信機材の設置の協力を要請するほか、武力攻撃事態等による通話不能区域が発生したときは、通信の途絶の解消のための応急復旧及び通信機材による通信の確保を要請する。

② 避難住民等の通信の確保については、聴覚障害者等への対応に配慮する。

## (7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

市は、武力攻撃災害を受け、所有者の資力のみでは応急復旧ができな

い住宅については、県との調整に基づき、状況調査を実施するとともに、応急修理を行う。

(8) 学用品の給与

- ① 市は、武力攻撃災害により教科書を喪失し、又はき損した児童生徒に対しては、必要な数量を調査し、県に対し教科書の速やかな供給を要請する。
- ② 市は、武力攻撃災害により文房具、通学用品等の学用品を喪失し、又はき損した児童生徒があるときは、県と連携を図り、適切な支援措置を講ずる。

(9) 死体の捜索及び処理

- ① 市は、県、県警察、消防機関等と協力して死体の捜索を行い、発見したときは速やかに収容する。
- ② 市は、県、県警察等と協力して、身元不明死体について、身元の確認作業を行うとともに遺族等への引渡しを行う。  
また、県と協力して、検視等に必要な場所を適宜確保するほか、死体の身元識別のため相当の時間を要するときなどについては、適当な場所に遺体安置場所を設け、死体を安置する。

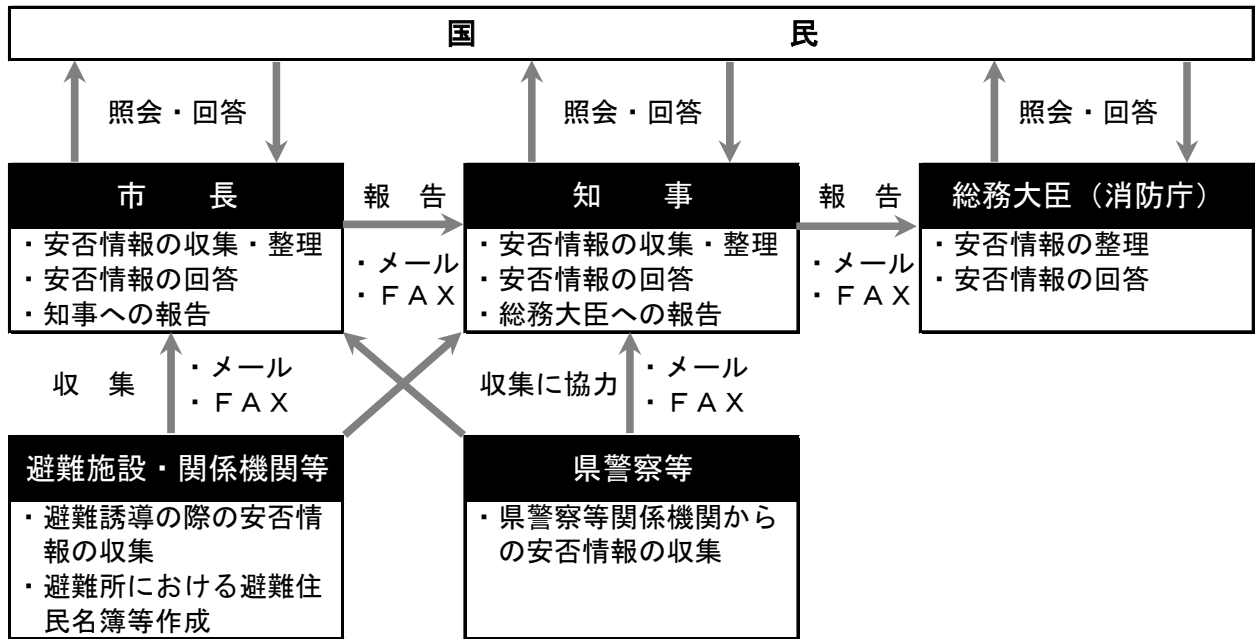
(10) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

市は、武力攻撃災害により住居又はその周辺に土石や竹木等が堆積したもので、所有者等による撤去ができないものについては、県と協力して速やかに状況調査を行うとともに、必要な除去を行う。

## 第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を、次のとおり定める。

### 【安否情報収集・整理・提供の流れ】



### < 収集項目 >

- 1 避難住民及び負傷した住民
  - ① 氏名
  - ② 出生の年月日
  - ③ 男女の別
  - ④ 住所
  - ⑤ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
  - ⑥ ①から⑤までのほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
  - ⑦ 居所
  - ⑧ 負傷又は疾病の状況
  - ⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
- 2 死亡した住民
 

（上記①から⑥までに加えて）

  - ⑩ 死亡の日時、場所及び状況
  - ⑪ 死体の所在



## 1 安否情報の収集

### (1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

### (2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

### (3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

### (4) 安否情報を収集する様式

市が収集する安否情報については、安否情報省令第1条に規定する様式第1号及び様式第2号により収集する。

#### 【様式第1号及び様式第2号 資料編】

## 2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

#### 【様式第3号 資料編】

### 3 安否情報の照会に対する回答

#### (1) 安否情報の照会の受付

- ① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要な事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

#### 【様式第4号 資料編】

#### (2) 安否情報の回答

- ① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき、又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先を把握する。

#### 【様式第5号 資料編】

#### (3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

#### 4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社岡山県支部の要請があったときは、個人情報の保護に配慮しつつ、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

## 第7章 武力攻撃災害への対処

### 第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常のと対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、次のとおり定める。

#### 1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

##### (1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

##### (2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

##### (3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

#### 2 武力攻撃災害の兆候の通報

##### (1) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員又は警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

## 第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、次のとおり定める。

### 1 退避の指示

#### (1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

#### 【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

#### 【屋内退避の指示について】

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

## (2) 退避の指示に伴う措置等

- ① 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車、メール配信等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

- ② 市長は、知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

## (3) 安全の確保等

- ① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないように国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関及び県警察等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

- ② 市の職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、自衛隊等の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

- ③ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

## 2 警戒区域の設定

## (1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

### 【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示

とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- ② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。
- ④ 市長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

### 3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用、若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、その保管）

#### 4 消防に関する措置等

##### (1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

##### (2) 消防機関の活動

市長は、津山圏域消防組合が、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員相互の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減するよう要請する。

この場合において、消防団は、津山圏域消防組合と連携して、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

##### (3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、当該市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

##### (4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ、又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

##### (5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に



関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、津山圏域消防組合消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、津山圏域消防組合とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

- ① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国の対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、津山圏域消防組合、県警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 被災地以外の市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、津山圏域消防組合と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 市長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

### 第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、次のとおり定める。

また、県警察、津山圏域消防組合と協力し、生活関連等施設の管理者による、主体的な安全確保のための取組を促進する。

#### 1 生活関連等施設の安全確保

##### (1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合には、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報やその対応状況等について、当該施設の管理者、所管省庁、県警察等と連携し必要な情報収集を行うとともに、関係機関の求めに応じて当該情報を提供する。

##### (2) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、県警察、津山圏域消防組合その他の行政機関に対し、必要な支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

#### 2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

##### (1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

**【危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置】****【対象】**

消防本部等所在市町村の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

**【措置】**

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（消防法第12条の3）
  - ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
  - ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）
- (2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告
- 市長は、武力攻撃災害の防止及び防除のため必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対して、警備の強化を求めるほか、危険物質の管理の状況について報告を求める。

## 第4 NBC攻撃による災害への対処等

市は、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、NBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、次のとおり定める。

### 1 NBC攻撃による災害への対処

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な指針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

#### (1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

#### (2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

#### (3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、津山圏域消防組合、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

#### (4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

##### ① 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚

染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集を行う。

**【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】**

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、市の国民保護担当部署である総務部危機管理室においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、福祉健康部等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

(5) 市長の権限

知事からの汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、津山圏域消防組合、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

**【国民保護法第108条第1項に基づく措置】**

	対象物件等	措 置
第1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移動の制限</li> <li>・ 移動の禁止</li> <li>・ 廃棄</li> </ul>

第2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる ・ 使用の制限又は禁止 ・ 給水の制限又は禁止
第3号	死体	・ 移動の制限 ・ 移動の禁止
第4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・ 廃棄
第5号	建物	・ 立入の制限 ・ 立入の禁止 ・ 封鎖
第6号	場所	・ 交通の制限 ・ 交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

#### 【国民保護法施行令第31条に基づく通知事項】

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

#### (6) 要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

## 第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、次のとおり定める。

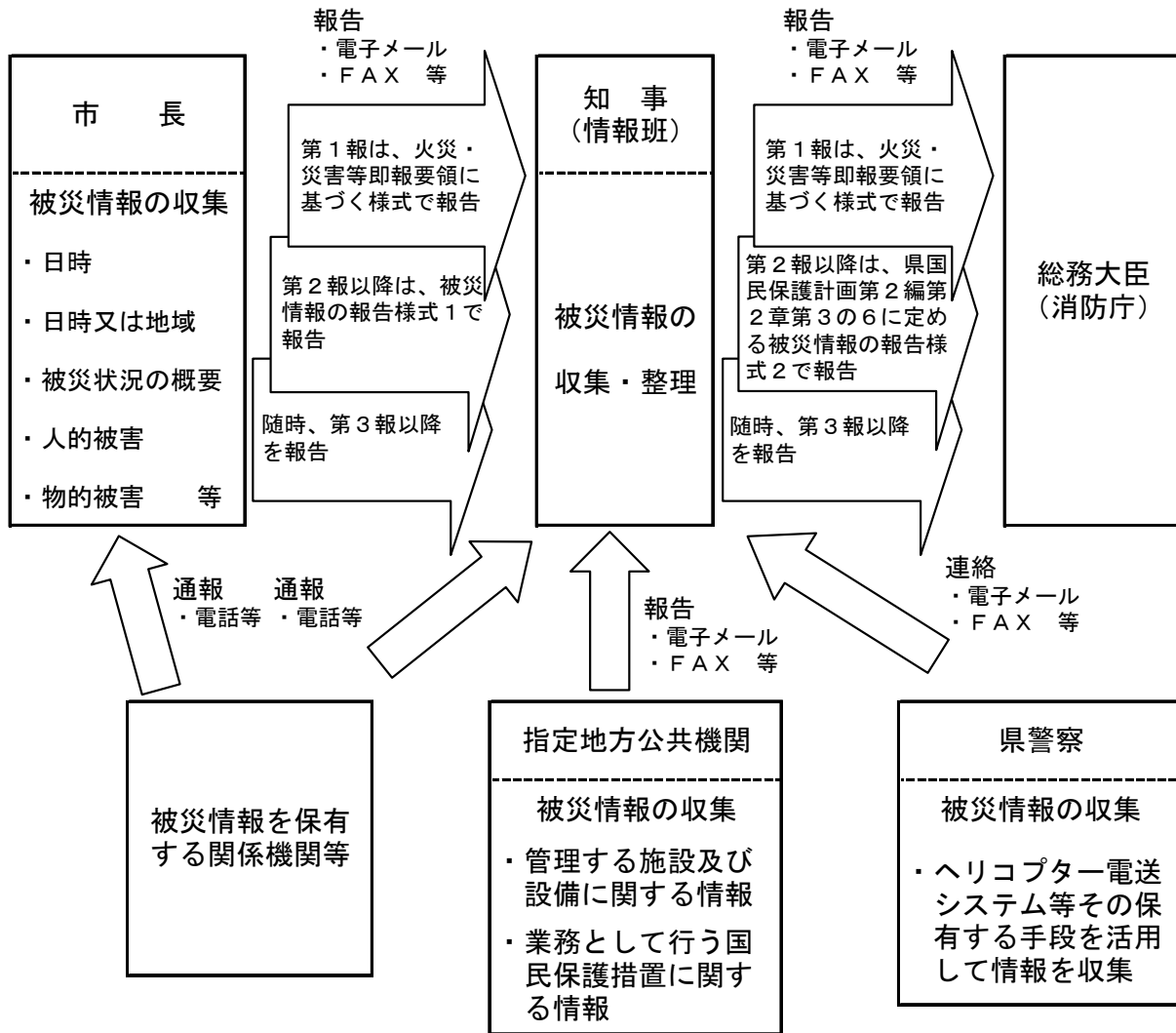
### 1 被災情報の収集及び報告

- ① 市は、電話、FAX、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 市は、情報収集に当たっては津山圏域消防組合、県警察等との連絡を密にする。
- ③ 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。
- ④ 市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた被災情報の報告様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

### 【被災情報の報告様式 資料編】

【知事への報告の流れ】





## 第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、次のとおり定める。

### 1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、津山市地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

#### (1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施するため、保健師等を避難所等へ派遣する。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

#### (2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

#### (3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

#### (4) 飲料水衛生確保対策

① 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

② 市は津山市地域防災計画の定めに基づいて、水道水の供給体制を整備する。

③ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

#### (5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

## 2 廃棄物の処理

### (1) 廃棄物処理の特例

- ① 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- ② 市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

### (2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、津山市地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、関係団体の協力を得て、武力攻撃災害に伴って発生した廃棄物の処理体制を整備する。
- ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

## 第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置に必要な事項について、次のとおり定める。

### 1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

### 2 避難住民等の生活安定等

#### (1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

#### (2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税その他の公的徴収金（以下「市税等」という。）に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税等（延滞金を含む。）の徴収猶予及び減免等の措置を災害の状況に応じて実施する。

### 3 生活基盤等の確保

#### (1) 水の安定的な供給

水道事業者及び工業用水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

#### (2) 公共的施設の適切な管理

道路等の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

## 第11章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの特殊標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について定める。

### 【特殊標章等の意義】

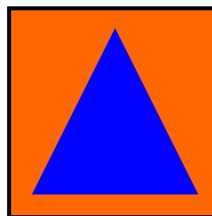
千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

#### 1 国民保護法で規定される特殊標章等

##### (1) 特殊標章等（国民保護法第158条）

###### ① 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

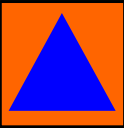
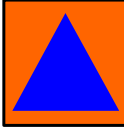


（オレンジ色地に青の正三角形）

② 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」が示す様式は次に示すとおり。）。

【身分証明書】

 <p style="font-size: small;">（この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白）</p> 	<p>身分証明書 IDENTITY CARD 国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p> <p>氏名/Name ..... 生年月日/Date of birth .....</p> <p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as .....</p> <p>交付等の年月日/Date of issue ..... 証明番号/No. of card .....</p> <p style="text-align: right;">許可権者の署名/Signature of issuing authority</p> <p>有効期間の満了日 .....</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">身長/Height .....</td> <td style="width: 33%;">眼の色/Eyes .....</td> <td style="width: 33%;">頭髪の色/Hair .....</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; vertical-align: top;">                 その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information 血液型/Blood Type ..... ..... .....             </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">                 所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER             </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">                 印章/Stamp             </td> <td colspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">                 所持者の署名 /Signature of holder             </td> </tr> </table>	身長/Height .....	眼の色/Eyes .....	頭髪の色/Hair .....	その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information 血液型/Blood Type ..... ..... .....			所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER			印章/Stamp	所持者の署名 /Signature of holder	
身長/Height .....	眼の色/Eyes .....	頭髪の色/Hair .....												
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information 血液型/Blood Type ..... ..... .....														
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER														
印章/Stamp	所持者の署名 /Signature of holder													

（日本工業規格 A 7（横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル））

③ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。

## (2) 特殊標章等の交付及び管理

市長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

## ① 市長

ア 市の職員（水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）  
で国民保護措置に係る職務を行うもの

イ 消防団長及び消防団員

ウ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

エ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力を  
する者

## ② 水防管理者

ア 水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る  
職務を行うもの

イ 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

ウ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について  
協力をする者

## (3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

## 第4編 復旧等

### 第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、次のとおり定める。

#### 1 基本的考え方

##### (1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

##### (2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器が損壊する等により通信に支障が生じた場合は、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

##### (3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合は、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

#### 2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

## 第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、次のとおり定める。

### (1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

### (2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。



### 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、次のとおり定める。

#### 1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

##### (1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

##### (2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出にあたっては、その支出額を証明する書類等を津山市文書管理規程に基づき保管する。

#### 2 損失補償及び損害補償

##### (1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地や建物の使用、物資の収容等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

##### (2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

#### 3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

## 第5編 緊急対処事態への対処

緊急対処事態において実施する緊急対処保護措置は、武力攻撃事態における国民保護措置（住民の避難、救援、武力攻撃災害への対処等）の内容、手続き等に準じる。

### 1 緊急対処事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

市は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

### 2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

## 用 語 集

## (津山市国民保護計画中で使用する用語の解説)

## あ行

- ・ **安否情報省令**  
武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成 17 年総務省令第 44 号）
- ・ **NBC**  
「Nuclear」（核）、「Biological」（生物）、「Chemical」（化学）の総称。
- ・ **NBC攻撃**  
核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃

## か行

- ・ **火災・災害等即報要領**  
昭和 59 年 10 月 15 日付け消防災第 267 号消防庁長官通知
- ・ **基本指針**  
国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定、国民保護法第 32 条）  
国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針であり、国民保護計画等の作成の基準となる事項に加え、想定される武力攻撃事態の類型を「着上陸侵攻」「ゲリラや特殊部隊等による攻撃」「弾道ミサイル攻撃」「航空攻撃」の 4 つに分類するとともに、これらの類型に応じた避難、救援、武力攻撃災害への対処などの措置について定めたもの
- ・ **救援の程度及び基準**  
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成 16 年厚生労働省告示第 343 号）
- ・ **緊急処理事態**  
武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの
- ・ **国の対策本部**  
対処基本方針が定められた時に、当該対処基本方針に係る対処措置の実施を推進するため、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号）第 10 条に基づき、内閣総理大臣が、閣議にかけて臨時に内閣に設置するもの。武力攻撃事態等対策本部
- ・ **国の対策本部長**  
武力攻撃事態等対策本部長（内閣総理大臣）

- ・ **県**  
岡山県知事及びその他の執行機関
- ・ **県国民保護計画**  
岡山県の国民の保護に関する計画（国民保護法第 34 条）「岡山県国民保護計画」
- ・ **県対策本部**  
岡山県国民保護対策本部（国民保護法第 27 条）  
内閣総理大臣から国民保護対策本部の設置について指定を受けたときに、岡山県知事が設置するもの
- ・ **県対策本部長**  
岡山県国民保護対策本部長（岡山県知事）
- ・ **国際人道法**  
武力紛争時の文民等の保護を目的とするジュネーヴ諸条約をいう
- ・ **国民保護計画**  
政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、地方公共団体及び指定行政機関が作成する計画で、国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定める。地方公共団体の計画の作成や変更に当たっては、関係機関の代表者等で構成される国民保護協議会に諮問するとともに、都道府県と指定行政機関は内閣総理大臣に、市町村は都道府県知事にそれぞれ協議することになっている
- ・ **国民保護措置**  
国民の保護のための措置  
対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する武力攻撃事態等におけるわが国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第 22 条第 1 号に掲げる措置(同号に掲げる措置にあっては、対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む)  
  
**【対処基本方針】**  
武力攻撃事態等に至ったときに、政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針  
**【第 1 号に掲げる措置】**
  - 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、消防等に関する措置
  - 施設及び設備の応急の復旧に関する措置
  - 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置
  - 輸送及び通信に関する措置
  - 国民の生活の安定に関する措置
  - 被害の復旧に関する措置
- ・ **国民保護法**  
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）  
武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護するため、国や地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めている。武力攻撃事態等に備えてあらか

じめ政府が定める国民の保護に関する基本指針、地方公共団体が作成する国民保護計画及び同計画を審議する国民保護協議会並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画などについてもこの法律において規定している。

- ・ **国民保護法施行令**

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）

さ行

- ・ **市**

津山市長及びその他の執行機関

- ・ **J-A L E R T**

全国瞬時警報システム：対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接市町村の同報系防災行政無線等を起動し、サイレン吹鳴等を行うシステム。

- ・ **市国民保護協議会**

津山市国民保護協議会（国民保護法第39号）

- ・ **市国民保護計画**

津山市の国民の保護に関する計画（国民保護法第35条）「津山市国民保護計画」

- ・ **市事態対策本部**

津山市緊急対処事態対策本部（国民保護法第181号）

内閣総理大臣から緊急対処事態対策本部の設置について指定を受けたときに、市長が設置するもの

- ・ **自主防災組織**

大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織をいう

- ・ **市対策本部**

津山市国民保護対策本部（国民保護法第27条）

内閣総理大臣から県を通じて設置の指定を受けたときに、津山市長が設置するもの

- ・ **市対策本部長**

津山市国民保護対策本部長（津山市長）

- ・ **指定行政機関**

武力攻撃事態等におけるわが国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定める国の機関

- ・ **指定公共機関**

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定されている

- ・ **指定地方公共機関**

県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該県の知事が指定するもののうち市域にかかるもの

- ・ **生活関連等施設**

浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設

### た行

- ・ **ダーティボム**

爆薬と放射性物質を組み合わせた爆弾

- ・ **第一追加議定書**

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I）（平成 16 年条約第 12 号）

- ・ **津山市地域防災計画**

災害対策基本法第 40 条の規定に基づき、風水害等対策、震災対策について定めた計画

- ・ **トリアージ**

災害や事故などで同時発生した大量の負傷者を治療する際、負傷者に治療の優先順位を設定する作業。死亡・重傷・中等症・軽症を区分し、限られた医療資源で最大限の救命効果をもたらそうとするもの。

### は行

- ・ **武力攻撃**

我が国に対する外部からの武力攻撃

- ・ **武力攻撃災害**

武力攻撃により、直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

- ・ **武力攻撃事態**

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態